仙台市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問介護型サービス、通所介護型サービス、生活支援訪問型サービス及 び生活支援通所型サービスに要する費用の額の算定に関する要綱(平成28年11月14日 健康福祉局長決裁)の一部改正

仙台市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問介護型サービス、通所介護型サービス、生活支援訪問型サービス及び生活支援通所型サービスに要す る費用の額の算定に関する要綱(平成28年11月14日 健康福祉局長決裁)の一部を次のように改正する。

現行

第1条~第2条 (略)

(第1号事業支給費の支給に関する基準)

るサービスの種類に応じ、それぞれ各号に定める額とする。この場合におい て、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- 一 訪問介護型サービス及び通所介護型サービス 別表第2に規定する単 位数に別表第1に規定する1単位の単価を乗じた額
- <mark>二</mark> 生活支援訪問型サービス 別表第<mark>3</mark>に規定する単位数に別表第1に規 定する1単位の単価を乗じた額
- 三 生活支援通所型サービス 別表第4に規定する単位数に別表第1に規 定する1単位の単価を乗じた額
- 2 第1号事業支給費の支給については、前項各号に規定する費用の額に1 00分の90を乗じて得た額とする。ただし、所得の額(前項各号に掲げ るサービスのあった日の属する年の前年(当該サービスのあった日の属す る月が1月から7月までの場合にあっては、前々年。)の合計所得金額をい う。以下同じ。)が介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」とい う。) 第59条の2第1項に規定する介護保険法施行令(平成10年政令第 412号。以下「政令」という。)第29条の2第2項で定める額以上であ る利用者(同条第3項に該当する場合を除く)に係る第1号事業支給費の

第1条~第2条 (略)

(第1号事業支給費の支給に関する基準)

第3条 訪問型サービス及び通所型サービスに要する費用の額は、次に掲げ│第3条 訪問型サービス及び通所型サービスに要する費用の額は、次に掲げ るサービスの種類に応じ、それぞれ各号に定める額とする。この場合におい て、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

改正後

- 一 訪問介護型サービス 別表第2に規定する単 位数に別表第1に規定する1単位の単価を乗じた額
- 通所介護型サービス 別表第3に規定する単位数に別表第1に規定す る1単位の単価を乗じた額
- 三 生活支援訪問型サービス 別表第4に規定する単位数に別表第1に規 定する1単位の単価を乗じた額
- 生活支援通所型サービス 別表第5に規定する単位数に別表第1に規 定する1単位の単価を乗じた額
- 2 第1号事業支給費の支給については、前項各号に規定する費用の額に1 00分の90を乗じて得た額とする。ただし、所得の額(前項各号に掲げ るサービスのあった日の属する年の前年(当該サービスのあった日の属す る月が1月から7月までの場合にあっては、前々年。)の合計所得金額をい う。以下同じ。)が介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」とい う。) 第59条の2第1項に規定する介護保険法施行令(平成10年政令第 412号。以下「政令」という。)第29条の2第2項で定める額以上であ る利用者(同条第3項に該当する場合を除く)に係る第1号事業支給費の

支給については、前項各号に規定する費用の額に100分の80を乗じて 得た額とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、所得の額が法第59条の2第2項に規定する 政令第29条の2第5項で定める額以上である利用者(同条第6項に該当 する場合を除く)に係る第1号事業支給費の支給については、第1項各号 に規定する費用の額に100分の70を乗じて得た額とする。
- 4 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号
 -)第97条に規定する特別な事情がある場合の第1号事業支給費の額については、仙台市介護保険条例施行規則(平成12年規則第55号)第1 2条の規定を準用するものとする。

第4条~第5条 (略)

別表第1 (略)

別表第2(第3条第1項関係)

訪問介護型サービス<mark>及び通所介護型サービス</mark>の単位数

指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年 厚生労働省告示第127号。旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護 に係る部分に限る。)に規定する単位数。

なお、単位数の算定にあたっては、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知。旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護に係る部分に限る。)を準用する。この場合において、「介護予防訪問介護」とあるものは「訪問介護型サービス」と、「介護予防通所介護」とあるものは「通所介護型サービス」と、「要支援1」とあるものは「要支援1又はこれに相当する者」と、

改正後

支給については、前項各号に規定する費用の額に100分の80を乗じて 得た額とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、所得の額が法第59条の2第2項に規定する 政令第29条の2第5項で定める額以上である利用者(同条第6項に該当 する場合を除く)に係る第1号事業支給費の支給については、第1項各号 に規定する費用の額に100分の70を乗じて得た額とする。
- 4 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。)第97条に規定する特別な事情がある場合の第1号事業支給費の額については、仙台市介護保険条例施行規則(平成12年規則第55号)第12条の規定を準用するものとする。

第4条~第5条 (略)

別表第1 (略)

別表第2(第3条第1項関係)

訪問介護型サービス

の単位数

A 訪問介護型サービス費

(1) 訪問介護型サービス費 (I) 1, 168単位/月

(2) 訪問介護型サービス費(Ⅱ) 2, 335単位/月

(3) 訪問介護型サービス費(Ⅲ) 3,704単位/月

注1 利用者に対して、訪問介護型サービス事業所の訪問介護員等が、訪問介護型サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所 定単位数を算定する。

- (1) 訪問介護型サービス費 (I) 個別サービス計画において1週に1 回程度の訪問介護型サービスが必要とされた者
- (2) 訪問介護型サービス費 (Ⅱ) 個別サービス計画において1週に2 回程度の訪問介護型サービスが必要とされた者

「要支援2」とあるものは「要支援2又はこれに相当する者」と読み替えるものとする。

- (3) 訪問介護型サービス費(Ⅲ) 個別サービス計画において(2) に 掲げる回数の程度を超える訪問介護型サービスが必要とされた者(要支援2及びこれに相当する者に限る)
- 注2 規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程(介 護職員基礎研修課程及び1級課程の修了者を除く)を修了した者をサー ビス提供責任者として配置している訪問介護型サービス事業所におい て、訪問介護型サービスを行った場合は、平成31年3月31日までの 間、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。
- 注3 訪問介護型サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは 隣接する敷地内の建物若しくは訪問介護型サービス事業所と同一の建物 に居住する利用者又は訪問介護型サービス事業所における1月当たりの 利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、訪問介 護型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する 単位数を算定する。
- 注4 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機 能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている 間は、訪問介護型サービス費は、算定しない。
- 注5 利用者が一の訪問介護型サービス事業所において訪問介護型サービスを受けている間は、当該訪問介護型サービス事業所以外の訪問介護型サービス事業所が訪問介護型サービスを行った場合に、訪問介護型サービス費は、算定しない。
- B 特別地域加算 下記の例により算定された単位数/月
- 注 厚生労働大臣が定める地域(平成24年厚生労働省告示第120号) に規定する地域(以下「特別地域」という。)に所在する訪問介護型サー ビス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない

 改正後
場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪
問介護員等が訪問介護型サービスを行った場合は、特別地域加算として、
1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数
に加算する。
C 中山間地等における小規模事業所加算 下記の例により算定され
た単位数/月
注 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年厚生労働省告
示第83号) に規定する地域(以下「中山間地域等」という。) に所在し、
かつ、1月当たり実利用者数が5人以下の訪問介護型サービス事業所(そ
の一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事
務所を除く。) 又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が訪
問介護型サービスを行った場合、1月につき所定単位数の100分の1
0に相当する単位数を所定単位数に加算する。
D 中山間地等に居住する者へのサービス提供加算 下記の例により算
定された単位数/月
注 訪問介護型サービス事業所の訪問介護員等が、中山間地域等に居住し
ている利用者に対して、通常の事業の実施地域(事業者指定要綱第13
条の22に規定する通常の事業の実施地域をいう。以下同じ。)を超えて、
訪問介護型サービスを行った場合、1月につき所定単位数の100分の
5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
<u>E 初回加算 200単位/月</u>
注 訪問介護型サービス事業所において、新規に個別サービス計画を作成
した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の訪問介
護型サービスを行った日の属する月に訪問介護型サービスを行った場合
又は当該訪問介護型サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若し

 改正後
くは初回の訪問介護型サービスを行った日の属する月に訪問介護型サー
ビスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所
定単位数を加算する。
F 生活機能向上連携加算
(1) 生活機能向上連携加算 (I) 100単位/月
(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位/月
注1 (1) について、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビ
リテーション事業所(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び
運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支
援の方法に関する基準(以下「指定介護予防サービス基準」という。)第
7 9 条第 1 項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所を
いう。以下同じ。)、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定
介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リ
ハビリテーション事業所をいう。以下同じ。) 又はリハビリテーションを
実施している医療提供施設(医療法(昭和23年法律第205号)第1
条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病
床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメート
ル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。)の医師、理学療法
士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的
とした個別サービス計画を作成し、当該個別サービス計画に基づく訪問
介護型サービスを行ったときは、初回の当該訪問介護型サービスが行わ
れた日の属する月に、所定単位数を加算する。
注2 (2)について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテー
ション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビ
リテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療

現行	
現行	法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション(指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)、指定介護予防通所リハビリテーション(指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした個別サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該個別サービス計画に基づく訪問介護型サービスを行ったときは、初回の当該訪問介護型サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。 G 介護職員処遇改善加算 (1) 介護職員処遇改善加算 (1) Aから下までにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数 (2) 介護職員処遇改善加算 (II) Aから下までにより算定した単位数の100分の100に相当する単位数
	 G 介護職員処遇改善加算 (1)介護職員処遇改善加算(I) AからFまでにより算定した単位数 の1000分の137に相当する単位数 (2)介護職員処遇改善加算(II) AからFまでにより算定した単位数 の1000分の100に相当する単位数 (3)介護職員処遇改善加算(III) AからFまでにより算定した単位数

現行	改正後
	4号に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして
	市長に届け出た訪問介護型サービス事業所が、利用者に対し、訪問介護
	型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年
	3月31日までの間、上記の単位数を所定単位数に加算する。ただし、
	上記のいずれかの加算を算定している場合においては、上記のその他の
	加算は算定しない。
(新 設)	別表第3(第3条第1項関係)
	通所介護型サービスの単位数
	A 通所介護型サービス費
	(1) 要支援1及びこれに相当する者 1,647単位/月
	(2) 要支援2及びこれに相当する者 3,377単位/月
	注1 事業者指定要綱第15条に定める看護職員又は介護職員の員数を置
	いているものとして市長に届け出た通所介護型サービス事業所が、通所
	介護型サービスを行った場合に、利用者の要支護状態区分に応じて、そ
	れぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が事業者指定要綱第
	15条の15で準用するところの運営規程に定められている利用定員を
	超えている場合又は看護職員若しくは介護職員の員数が、事業者指定要
	<u> 綱第15条に定める員数より少ない場合は、所定単位数の100分の7</u>
	0に相当する単位数を算定する。
	注2 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若
	しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居
	<u>宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、</u>
	<u>通所介護型サービス費は、算定しない。</u>
	注3 利用者が一の通所介護型サービス事業所において通所介護型サービ

	改正後
現行	改正後 スを受けている間は、当該通所介護型サービス事業所以外の通所介護型サービス事業所が通所介護型サービスを行った場合に、通所介護型サービス費は、算定しない。 注4 通所介護型サービス事業所と同一建物に居住する者又は通所介護型サービス事業所と同一建物から当該通所介護型サービス事業所に通う者に対し、通所介護型サービスを行った場合は、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。 イ 要支援1及びこれに相当する者 376単位 要支援2及びこれに相当する者 752単位 B中山間地等に居住する者へのサービス提供加算 下記の例により算定された単位数/月注 通所介護型サービス事業所の従業者が、中山間地域等に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、通所介護型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。 C 若年性認知症利用者受入加算 240単位/月注 次に掲げる基準に適合しているものとして市長に届け出た通所介護型サービス事業所において、若年性認知症利用者(政令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者等となった者をいう。以下同じ。)に対して通所介護型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

現行	改正後
	D 生活機能向上グループ活動加算 100単位/月
	注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出
	て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利
	用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活
	動(以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。)を行った場合
	は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同
	月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能
	<u>向上加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。</u>
	<u>イ</u> 生活相談員、看護職員、支援員、機能訓練指導員その他通所介護型サ
	ービス事業所の従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標
	を設定した個別サービス計画を作成していること。
	<u>ロ</u> 個別サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に
	資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準
	備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよ
	う利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ
	<u>活動サービスが適切に提供されていること。</u>
	<u>ハ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回</u>
	<u>以上行っていること。</u>
	<u>E 運動器機能向上加算 225単位/月</u>
	<u>注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出</u>
	て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓
	練であって、利用者の心身の状態の向上又は維持に資すると認められる
	もの(以下この注において「運動器機能向上サービス」という。)を行っ
	た場合は、1月につき所定単位数を加算する。
	イ 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語

現行	改正後
現行	改正後 聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(以下この注において「理学療法士等」という。)を1名以上配置していること。 □ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。 ハ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価している。 ニ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。 ホ 利用者の数が事業者指定要綱第15条の15で準用するところの運営規程に定められている利用定員を超えていないこと及び看護職員若しくは介護職員の員数について、事業者指定要綱第15条の基準を遵守していること。 F 生活機能向上連携加算 200単位/月 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た通所介護型サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、運動器機能向上計画を作成した場合には、生活機能向上連携加算として、1月につき所定単位数を加算する。ただし、上記「E 運動器機能向上加算」を算定している場合は、1月
	<u>につき100単位を加算する。</u>

 	改正後
加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄	イ 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下この号において「理学療法士等」という。)が、当該通所介護型サービス事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下「機能訓練指導員等」という。)と共同してアセスメント(利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。)、利用者の身体の状況等の評価及び運動器機能向上計画の作成を行っていること。 「理動器機能向上計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 「人機能訓練指導員等が理学療法士等と連携し、運動器機能向上計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と運動器機能向上計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。 「公業養政善加算」150単位/月に次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の向上又は維持に資すると認められるもの(以下この注において「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、3月以内の期間に限り1月につき所定単位数を

養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善続き行うことが必要と認められる利用者については、見ことができる。 イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管以上配置していること。 ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養・護職員、生活相談員その他の職種の者(以下この注には土等」という。)が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下植も配慮した栄養ケア計画を作成していること。 ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養土等が栄養行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録 ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に記録
本 利用者の数が事業者指定要綱第15条の15で準用で規程に定められている利用定員を超えていないこと及びは介護職員の員数について、事業者指定要綱第15条のいること。 日 栄養スクリーニング加算 5単位/回 注 次に掲げる基準に適合する通所介護型サービス事業所用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態につい当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低劣あっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当予防ケアマネジメントを担当する者に提供した場合に、ング加算として1回につき所定単位数に加算する。たた

現行	改正後
	養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日
	<mark>の属する月は、算定しない。</mark>
	イ 利用者の数が事業者指定要綱第15条の15で準用するところの運営
	規程に定められている利用定員を超えていないこと及び看護職員若しく
	は介護職員の員数について、事業者指定要綱第15条の基準を遵守して
	<mark>いること。</mark>
	I 口腔機能向上加算 150単位/月
	注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出
	て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対し
	て、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口
	腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若し
	くは実施であって、利用者の心身の状態の向上又は維持に資すると認め
	られるもの(以下この注において「口腔機能向上サービス」という。)を
	行った場合は、3月以内の期間に限り1月につき所定単位数を加算する。
	ただし、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の証明のは用し口腔機能の上げては引き続き
	の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定すること
	ができる。
	イ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。
	ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、
	看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者
	ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。
	ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生
	士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者
	の口腔機能を定期的に記録していること。

現行	改正後
	ニ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価し
	<u>ていること。</u>
	ホ 利用者の数が事業者指定要綱第15条の15で準用するところの運営
	規程に定められている利用定員を超えていないこと及び看護職員若しく
	は介護職員の員数について、事業者指定要綱第15条の基準を遵守して
	<u>いること。</u>
	<mark>J 選択的サービス複数実施加算</mark>
	(1)選択的サービス複数実施加算(I) 480単位/月
	(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ) 700単位/月
	注 次に掲げるいずれかの基準に適合しているものとして市長に届け出た
	通所介護型サービス事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、
	栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実
	施した場合に、1月につき上記に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
	ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算
	定している場合は、当該加算は算定しない。また、上記のいずれかの加
	算を算定している場合においては、上記のその他の加算は算定しない。
	<u>(1)選択的サービス複数実施加算(I)</u>
	イ 運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービ
	ス(以下「選択的サービス」という。)のうち、2種類のサービスを実施
	<u>していること。</u>
	ロ 利用者が通所介護型サービスの提供を受けた日において、当該利用者
	<mark>に対し、選択的サービスを行っていること。</mark>
	<u>ハ 利用者に対し、選択的サービスのうちいずれかのサービスを1月につ</u>
	<u>き2回以上行っていること。</u>
	(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)

イ 利用者に対し、選択的サービスのうち3種類のサービスを実施していること。
ハ 評価対象期間における通所介護型サービス事業所の提供する選択的サービスの利用実人員数を当該通所介護型サービス事業所の利用実人員数で除して得た数が 0.6以上であること。 ニ 次に掲げる②の規定により算定した数を①に規定する数で除して得た数が 0.7以上であること。 ①評価対象期間において、当該通所介護型サービス事業所の提供する選択

現行	改正後
	3条の2第1項に基づく要支援状態区分の変更の認定をいう。以下同
	じ。)を受けた者の数(仙台市豊齢力チェックリストにより本事業の対象
	となった者(以下「事業対象者」という。)の状態が継続している者及び
	事業対象者から対象外に変更となった者(要介護の区分となった場合を
	<u>除く)を含む)。</u>
	②選択的サービスを利用した後、評価対象期間に行われる要支援更新認定
	等において、当該要支援更新認定等の前の要支援状態区分と比較して、
	要支援状態区分に変更がなかった者(要支援1又は2の区分から事業対
	象者に変更となった場合及び事業対象者の状態が継続している場合を含
	む)の数に、要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援2の者で
	あって、要支援更新認定等により要支援1と判定されたもの又は要支援
	更新認定等の前の要支援状態区分が要支援1の者であって、要支援更新
	認定等により非該当と判定されたものの人数、要支援更新認定等の前の
	要支援状態区分が要支援2の者であって、要支援更新認定等において非
	該当と判定されたものの人数及び事業対象者から対象外に変更となった
	者(要介護の区分となった場合を除く)の合計数に2を乗じて得た数を
	<mark>加えたもの。</mark>
	L サービス提供体制強化加算
	(1) サービス提供体制強化加算 (I) イ
	一 要支援1又はこれに相当する者 72単位/月
	二 要支援2又はこれに相当する者 144単位/月
	(2) サービス提供体制強化加算 (I) ロ
	一 要支援1又はこれに相当する者 48単位/月
	<u> </u>
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

現行	改正後
	一 要支援1又はこれに相当する者 24単位/月
	二 要支援2又はこれに相当する者 48単位/月
	注 次に掲げるいずれかの基準に適合しているものとして市長に届け出た
	通所介護型サービス事業所が利用者に対し通所介護型サービスを行った
	場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の認定区分に応じて1月
	につき上記の所定単位数を加算する。ただし、上記のいずれかの加算を
	算定している場合においては、上記その他の加算は算定しない。
	(1)サービス提供体制強化加算 (I)イ
	イ 通所介護型サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占
	める割合が100分の50以上であること。
	ロ 利用者の数が事業者指定要綱第15条の15で準用するところの運営
	規程に定められている利用定員を超えていないこと及び看護職員若しく
	は介護職員の員数について、事業者指定要綱第15条の基準を遵守して
	<mark>いること。</mark>
	(2) サービス提供体制強化加算 (I) ロ
	イ 通所介護型サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士のと
	める割合が100分の40以上であること。
	ロ 利用者の数が事業者指定要綱第15条の15で準用するところの運営
	規程に定められている利用定員を超えていないこと及び看護職員若しく
	は介護職員の員数について、事業者指定要綱第15条の基準を遵守して
	<mark>いること。</mark>
	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
	イ 通所通所型サービスを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤緩
	年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。
	ロ 利用者の数が事業者指定要綱第15条の15で準用するところの運営

現行	改正後
現行	改正後 規程に定められている利用定員を超えていないこと及び看護職員若しくは介護職員の員数について、事業者指定要綱第15条の基準を遵守していること。 M 介護職員処遇改善加算 Aからしまでにより算定した単位数の100分の59に相当する単位数 (2)介護職員処遇改善加算 Aからしまでにより算定した単位数の100分の43に相当する単位数 (3)介護職員処遇改善加算 Aからしまでにより算定した単位数の100分の23に相当する単位数 (4)介護職員処遇改善加算 (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数 (5)介護職員処遇改善加算 (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数 (5)介護職員処遇改善加算 (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数 注厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)第24号に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た通所介護型サービス事業所が、利用者に対し、通所介護型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間、上記の単位数を所定単位数に加算する。ただし、
別表第 <mark>3</mark> (第3条第1項関係)	上記のいずれかの加算を算定している場合においては、上記のその他の加算は算定しない。 加算は算定しない。 別表第4(第3条第1項関係)
生活支援訪問型サービスの単位数	生活支援訪問型サービスの単位数
A 生活支援訪問型サービス費	A 生活支援訪問型サービス費

改正後

注1~注4 (略)

注5 生活援助のみのサービスを利用できるのは、要支援の認定を受けている者及び<u>仙台市豊齢力チェックリストで本事業の対象となった者(以下「事業対象者」という。</u>)のうち、他者からの介護や支援が望めないことにより、その者が何らかの支援を得なければ日常生活を営むことができない状態である場合に限る。

注6~注10 (略)

- B 特別地域加算 下記の例により算定された単位数/月
- 注 別に厚生労働大臣(特別地域)が定める地域に所在する生活支援訪問型サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問支援員等が生活支援訪問型サービスを行った場合は、特別地域加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- C 中山間地等における小規模事業所加算 下記の例により算定され た単位数/月
- 注 別に厚生労働大臣が定める地域(中山間地域等)に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下の生活支援訪問型サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問支援員等が生活支援訪問型サービスを行った場合、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- D 中山間地等に居住する者へのサービス提供加算 下記の例により算 定された単位数/月
- 注 生活支援訪問型サービス事業所の訪問支援員等が、別に厚生労働大臣

注1~注4 (略)

注5 生活援助のみのサービスを利用できるのは、要支援の認定を受けている者及び事業対象者

のうち、他者からの介護や支援が望めないことにより、その者が何らかの支援を得なければ日常生活を営むことができない状態である場合に限る。

注6~注10 (略)

B 特別地域加算 下記の例により算定された単位数/月

注 特別地域 に所在する生活支援訪問 カナービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在

型サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問支援員等が生活支援訪問型サービスを行った場合は、特別地域加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

C 中山間地等における小規模事業所加算 下記の例により算定され た単位数/月

注 中山間地域等

に所在し、かつ、1

月当たり実利用者数が5人以下の生活支援訪問型サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問支援員等が生活支援訪問型サービスを行った場合、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

- D 中山間地等に居住する者へのサービス提供加算 下記の例により算 定された単位数/月
- 注 生活支援訪問型サービス事業所の訪問支援員等が、中山間地域等

が定める地域(中山間地域等)に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(事業者指定要綱第25条に規定する通常の事業の実施地域をいう。以下同じ。)を超えて、生活支援訪問型サービスを行った場合、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

(新 設)

改正後

に居住している利用者に対して、通常の事

業の実施地域

を超えて、生活支援訪問型サービスを行った場合、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

- E 生活機能向上連携加算
- (1) 生活機能向上連携加算(I) 100単位/月
- (2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位/月
- 注1 (1)について、管理者又は訪問事業責任者が、指定介護予防訪問 リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業 所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療 法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目 的とした個別サービス計画を作成し、当該個別サービス計画に基づく生 活支援訪問型サービスを行ったときは、初回の当該生活支援訪問型サー ビスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。
- 注2 (2)について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際に管理者又は訪問事業責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした個別サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該個別サービス計画に基づく生活支援訪問型サービス

E 処遇改善加算

- (1) 処遇改善加算 I Aから Dまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
- (2) 処遇改善加算Ⅱ AからDまでにより算定した単位数の100分の100に相当する単位数
- (3) 処遇改善加算Ⅲ AからDまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数
- (4) 処遇改善加算IV (3) により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 処遇改善加算V (3) により算定した単位数の100分の80に相当する単位数
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号) 第100号に適合している訪問支援員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た生活支援訪問型サービス事業所が、利用者に対し、生活支援訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、上記の単位数を所定単位数に加算する。ただし、上記のいずれかの加算を算定している場合においては、上記のその他の加算は算定しない。
- F 事業所等連携加算 100単位/月
- 注 生活支援訪問型サービス事業所が、<mark>地域包括支援センター、訪問リハビリテーション事業所、通所介護事業所、通所リハビリテーション事業</mark> 所等と連携し、定期的に利用者の心身状態の評価等に関する情報の共有

を行ったときは、初回の当該生活支援訪問型サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。

F 処遇改善加算

- (1) 処遇改善加算 I Aから E までにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
- (2) 処遇改善加算 II Aから E までにより算定した単位数の100分の100に相当する単位数
- (3)処遇改善加算Ⅲ AからEまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数
- (4) 処遇改善加算IV (3) により算定した単位数の100分の90に 相当する単位数
- (5) 処遇改善加算V (3) により算定した単位数の100分の80に 相当する単位数
- 注 厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号) 第4 号に適合している訪問支援員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た生活支援訪問型サービス事業所が、利用者に対し、生活支援訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間、上記の単位数を所定単位数に加算する。ただし、上記のいずれかの加算を算定している場合においては、上記のその他の加算は算定しない。
- G 事業所等連携加算 100単位/月
- 注 生活支援訪問型サービス事業所が、<u>通所介護型サービス事業所、生活支援通所型サービス事業所、介護予防サービス事業所、その他インフォーマルサービスを提供する者等と連携し、利用者の自立支援に資する</u>情

を行っている場合は、1月につき所定単位数を加算する。

G 軽度化加算 300単位

注 利用者に対して、3月以上の生活支援訪問型サービスを実施し、利用者の認定区分が要支援2から要支援1に変更となった場合は、新しい認定区分の開始月に限り所定単位数を加算する。ただし、本加算の対象となった利用者については、本加算を算定した月から1年間について、本加算の対象としない。

H 自立化加算 500単位

注 利用者に対して、3月以上の生活支援訪問型サービスを実施し、利用者の認定区分が要支援1又は2から非該当に変更となり、かつ、一般介護予防事業の利用等を確認した場合は、要支援非該当となった月に限り所定単位数を加算する。ただし、本加算の対象となった利用者については、本加算を算定した月から1年間について、本加算の対象としない。

別表第4 (第3条第1項関係)

生活支援通所型サービスの単位数

A (略)

B 中山間地等に居住する者へのサービス提供加算 下記の例により算 定された単位数/月

注 生活支援通所型サービス事業所の生活支援通所型サービス従業者が、 別に厚生労働大臣が定める地域(中山間地域等) に居住している利用者 に対して、通常の事業の実施地域を越えて、生活支援通所型サービスを 行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数 を所定単位数に加算する。

C 若年性認知症利用者受入加算 240単位/月

改正後

報の共有を行っている場合は、1月につき所定単位数を加算する。

H 軽度化加算 300単位

注 利用者に対して、3月以上の生活支援訪問型サービスを実施し、利用者の認定区分が要支援2から要支援1に変更となった場合は、新しい認定区分の開始月に限り所定単位数を加算する。ただし、本加算の対象となった利用者については、本加算を算定した月から1年間について、本加算の対象としない。

Ⅰ 自立化加算 500単位

注 利用者に対して、3月以上の生活支援訪問型サービスを実施し、利用者の認定区分が要支援1又は2から非該当に変更となり、かつ、一般介護予防事業の利用等を確認した場合は、要支援非該当となった月に限り所定単位数を加算する。ただし、本加算の対象となった利用者については、本加算を算定した月から1年間について、本加算の対象としない。

別表第5 (第3条第1項関係)

生活支援通所型サービスの単位数

A (略)

B 中山間地等に居住する者へのサービス提供加算 下記の例により算 定された単位数/月

注 生活支援通所型サービス事業所の生活支援通所型サービス従業者が、

中山間地域等

に居住している利用者

に対して、通常の事業の実施地域を越えて、生活支援通所型サービスを 行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数 を所定単位数に加算する。

C 若年性認知症利用者受入加算 240単位/月

注 次に掲げる基準に適合しているものとして市長に届け出た生活支援通 所型サービス事業所において、若年性認知症利用者 (介護保険法施行令 (平成10年政令第412第2条第6号に規定する初老期における認知症に よって要支援者等となった者をいう。以下同じ。) 型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。

 $D \sim E$ (略)

(新 設)

改正後

注 次に掲げる基準に適合しているものとして市長に届け出た生活支援通 所型サービス事業所において、若年性認知症利用者

に対して生活支援通所

型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めているこ と

 $D \sim E$ (略)

F 生活機能向上連携加算 200単位/月

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た 生活支援通所型サービス事業所において、外部との連携により、利用者 の身体の状況等の評価を行い、かつ、運動器機能向上計画(専門的なサ ービスを提供しない事業所の場合は個別サービス計画とする。以下「運 動器機能向上計画等」という。)を作成した場合には、生活機能向上連携 加算として、1月につき所定単位数を加算する。ただし、上記「E 運 動器機能向上加算」を算定している場合は、1月につき100単位を加 算する。

イ 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下この号において「理学療法士等」という。)が、当該生活支援通所型サービス事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、支援員、その他の職種の者(以下「機能訓練指導員等」という。)と共同してアセスメント(利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。)、利用者の身体の状況等

- F 栄養改善加算 150単位/月
- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の向上又は維持に資すると認められるもの(以下この注において「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、 1月につき所定単位数を加算する。

- イ <u>栄養改善サービスを提供する時間帯を通じて管理栄養士を1名以上配</u> 置していること。
- ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、支援員、その 他の職種の者(以下この注において「管理栄養士等」という。)が共同し て、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画 を作成していること。

の評価及び運動器機能向上計画等の作成を行っていること

- ロ 運動器機能向上計画等に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上 を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の 心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。
- ハ 機能訓練指導員等が理学療法士等と連携し、運動器機能向上計画等の 進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対して 機能訓練の内容と運動器機能向上計画等の進捗状況等を説明し、必要に 応じて訓練内容の見直し等を行っていること。
- <mark>G</mark> 栄養改善加算 150単位/月
- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の向上又は維持に資すると認められるもの(以下この注において「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、3月の期間に限り1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる
- イ <mark>当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名</mark> 以上配置していること。
- ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、支援員、その 他の職種の者(以下この注において「管理栄養士等」という。)が共同し て、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画 を作成していること。

- ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを 行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。 (新 設)

- G 口腔機能向上加算 150単位/月
- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の向上又は維持に資すると認められるもの(以下この注において「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合は、 1月につき所定単位数を加算する。

改正後

- ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを 行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- H 栄養スクリーニング加算 5単位/回
 - 生活支援通所型サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6 月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態 に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態 の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者の介護予防ケアマネジメント を担当する者に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回に つき所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所 以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定 せず、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受け ている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定し ない
- Ⅰ 口腔機能向上加算 150単位/月
- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の向上又は維持に資すると認められるもの(以下この注において「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合は、3月の期間に限り1月につき所定単位数を加算する。ただし、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することが

改正後

- イ <u>口腔機能向上サービスを提供する時間帯を通じて言語聴覚士、歯科衛</u> 生士又は看護職員を1名以上配置していること。
- ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、 看護職員、支援員、その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機 能改善管理指導計画を作成していること。
- ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生 士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者 の口腔機能を定期的に記録していること。
- ニ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。

H サービス提供体制強化加算

- (1) サービス提供体制強化加算(I)イ
- 一 要支援1又はこれに相当する者

7 2 単位/月

- 二 要支援2又はこれに相当する者
- 144単位/月
- (2) サービス提供体制強化加算(I) ロ
- 一 要支援1又はこれに相当する者

48単位/月

二 要支援2又はこれに相当する者

96単位/月

- (3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
- 一 要支援1又はこれに相当する者

2 4 単位/月

二 要支援2又はこれに相当する者

48単位/月

注 次に掲げるいずれかの基準に適合しているものとして市長に届け出た 生活支援通所型サービス事業所が利用者に対し生活支援通所型サービス を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の認定区分に応 じて1月につき上記の所定単位数を加算する。ただし、上記のいずれか

できる。

- イ <u>当該事業所の従業者として又は外部との連携により言語聴覚士、歯科</u> 衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。
- ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、 看護職員、支援員、その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機 能改善管理指導計画を作成していること。
- ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生 士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者 の口腔機能を定期的に記録していること。
- ニ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。

丁 サービス提供体制強化加算

(1) サービス提供体制強化加算(I)イ

一 要支援1又はこれに相当する者

7 2 単位/月

二 要支援2又はこれに相当する者

1 4 4 単位/月

(2) サービス提供体制強化加算(I)ロ

一 要支援1又はこれに相当する者

48単位/月

二 要支援2又はこれに相当する者

96単位/月

(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

一 要支援1又はこれに相当する者

2 4 単位/月

二 要支援2又はこれに相当する者

48単位/月

注 次に掲げるいずれかの基準に適合しているものとして市長に届け出た 生活支援通所型サービス事業所が利用者に対し生活支援通所型サービス を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の認定区分に応 じて1月につき上記の所定単位数を加算する。ただし、上記のいずれか

の加算を算定している場合においては、上記その他の加算は算定しない。 (1)サービス提供体制強化加算(I)イ

- イ 生活支援通所型サービス事業所の支援員の総数のうち、介護福祉士の 占める割合が100分の50以上であること。
- (2) サービス提供体制強化加算(I) ロ
- イ 生活支援通所型サービス事業所の支援員の総数のうち、介護福祉士の 占める割合が100分の40以上であること。
- (3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
- イ 生活支援通所型サービスを利用者に直接提供する職員の総数のうち、 勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。

I 処遇改善加算

- (1) 処遇改善加算 I Aから Hまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- (2) 処遇改善加算Ⅱ Aから<mark>H</mark>までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
- (3) 処遇改善加算Ⅲ Aから II までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数
- (4) 処遇改善加算Ⅳ (3) により算定した単位数の100分の90に 相当する単位数
- (5) 処遇改善加算V (3) により算定した単位数の100分の80に 相当する単位数
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号) 第112号に適合している支援員の賃金の改善等を実施しているものと して市長に届け出た生活支援通所型サービス事業所が、利用者に対し、 生活支援通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、

改正後

- の加算を算定している場合においては、上記その他の加算は算定しない。 (1)サービス提供体制強化加算(I)イ
- イ 生活支援通所型サービス事業所の支援員の総数のうち、介護福祉士の 占める割合が100分の50以上であること。
- (2) サービス提供体制強化加算(I) ロ
- イ 生活支援通所型サービス事業所の支援員の総数のうち、介護福祉士の 占める割合が100分の40以上であること。
- (3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
- イ 生活支援通所型サービスを利用者に直接提供する職員の総数のうち、 勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。

K 処遇改善加算

- (1) 処遇改善加算 I Aから J までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- (2) 処遇改善加算 II Aから I までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
- (3) 処遇改善加算Ⅲ Aから Jまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数
- (4) 処遇改善加算 \mathbf{N} (3) により算定した単位数の $\mathbf{100}$ 分の $\mathbf{90}$ に相当する単位数
- (5) 処遇改善加算V (3) により算定した単位数の100分の80に 相当する単位数
- 注 厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号) 第24 号に適合している支援員の賃金の改善等を実施しているものと して市長に届け出た生活支援通所型サービス事業所が、利用者に対し、 生活支援通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、

平成30年3月31日までの間、上記の単位数を所定単位数に加算する。 ただし、上記のいずれかの加算を算定している場合においては、上記の その他の加算は算定しない。

- 」 事業所等連携加算 100単位/月
- 注 生活支援通所型サービス事業所が、<mark>地域包括支援センター、訪問リハビリテーション事業所、訪問介護事業所、通所リハビリテーション事業所</mark>等と連携し、定期的に利用者の心身状態の評価等に関する。 を行っている場合は、1月につき所定単位数を加算する。
- K 軽度化加算 300単位
- 注 利用者に対して、3月以上の生活支援通所型サービスを実施し、利用者の認定区分が要支援2から要支援1に変更となった場合は、新しい認定区分の開始月に限り所定単位数を加算する。ただし、本加算の対象となった利用者については、本加算を算定した月から1年間について、本加算の対象としない。
- L 自立化加算 500単位
- 注 利用者に対して、3月以上の生活支援通所型サービスを実施し、利用者の認定区分が要支援1又は2から非該当に変更となり、かつ、一般介護予防事業の利用等を確認した場合は、要支援非該当となった月に限り所定単位数を加算する。ただし、本加算の対象となった利用者については、本加算を算定した月から1年間について、本加算の対象としない。

様式第1号 (略)

改正後

平成33年3月31日までの間、上記の単位数を所定単位数に加算する。 ただし、上記のいずれかの加算を算定している場合においては、上記の その他の加算は算定しない。

- L 事業所等連携加算 100単位/月
- 注 生活支援通所型サービス事業所が、<mark>訪問介護型サービス事業所、生活支援訪問型サービス事業所、介護予防サービス事業所、その他インフォーマルサービスを提供する者等と連携し、利用者の自立支援に資する</mark>情報の共有を行っている場合は、1月につき所定単位数を加算する。
- M 軽度化加算 300単位
- 注 利用者に対して、3月以上の生活支援通所型サービスを実施し、利用者の認定区分が要支援2から要支援1に変更となった場合は、新しい認定区分の開始月に限り所定単位数を加算する。ただし、本加算の対象となった利用者については、本加算を算定した月から1年間について、本加算の対象としない。
- N 自立化加算 500単位
- 注 利用者に対して、3月以上の生活支援通所型サービスを実施し、利用者の認定区分が要支援1又は2から非該当に変更となり、かつ、一般介護予防事業の利用等を確認した場合は、要支援非該当となった月に限り所定単位数を加算する。ただし、本加算の対象となった利用者については、本加算を算定した月から1年間について、本加算の対象としない。

様式第1号 (略)



附則

この改正は、平成30年10月1日から実施する。